

「(仮称)川崎市認定こども園の要件を定める条例」案の概要について

1 国の第7次地方分権一括法による都道府県から政令指定都市への事務・権限の移譲

(1) 権限移譲に関する国の法整備の流れ

- ①平成28年12月20日 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 閣議決定
提案募集方式(地方の発意)を活用し、地方からの提案に対する対応方針を決定
- ②平成29年4月26日 第7次地方分権一括法 公布
(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)
都道府県から政令指定都市等への事務・権限の移譲等に係る関係法令の整備
- ③平成30年4月1日 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)の一部改正 施行

幼保連携型以外の認定こども園の認定等の事務・権限を都道府県から政令指定都市に移譲

類型	説明	法的性格	設置主体	認可・認定
幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として認定こども園の機能を果たすタイプ。	学校かつ児童福祉施設 学校(認定こども園法) 児童福祉施設(児童福祉法)	国・自治体 学校法人 社会福祉法人	都道府県 政令指定都市 中核市 (権限移譲済)
幼稚園型	幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ。	学校(学校教育法) + 保育所機能	国・自治体 学校法人	【現行】 都道府県※
保育所型	認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ。	児童福祉施設(児童福祉法) + 幼稚園機能	設置主体の制限なし。	↓ 【H30.4】 都道府県 政令指定都市 (権限移譲)
地方裁量型	認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ。	児童福祉法に基づく施設 (幼稚園機能+保育所機能)		

※本市において認定すべき事案が発生した場合には、事務処理の特例により神奈川県条例(認定こども園の要件を定める条例(平成18年神奈川県条例第65号))に基づき、市町村が認定事務を行うこととされている。

(2) 政令指定都市への権限移譲の内容

① 幼保連携型以外の認定こども園の認定権限等の移譲

権限	都道府県	政令指定都市
幼保連携型認定こども園の認可等		○
幼保連携型以外の認定こども園の認定等	○	○

② 認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理、報告の徴収等に係る事務・権限の移譲

権限	改正前	改正後
認定こども園の認定申請事項等の変更に係る届出の受理等	都道府県	認定等の権限を有する市※

※ 幼保連携型は政令指定都市・中核市に移譲済み、幼保連携型以外の認定こども園は①に伴い政令指定都市に移譲予定

◎ 県からの認定権限の移譲に対応するため、現行の県条例を基本として

「(仮称)川崎市認定こども園の要件を定める条例」を制定(平成30年4月施行)

※ 幼保連携型認定こども園については、平成27年4月に「川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」を制定済み

3 条例制定に向けたスケジュール

- 平成29年11月 文教委員会(パブリックコメント手続実施報告)→意見募集(11/15~12/14)
- 12月 子ども・子育て会議(条例制定に係る報告)
- 平成30年2月 市議会に条例議案提案(パブリックコメント手続結果報告・提案説明・条例審査)

2 (仮称)川崎市認定こども園の要件を定める条例案の概要について

(1) 条例制定における本市の考え方

- ア 国の法令 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令 など
- イ 国の基準 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- ウ 条例の制定 認定こども園法第3条第2項 主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める。

【条例制定における本市の考え方】

- ① 国基準及び神奈川県の「認定こども園の要件を定める条例」との整合を図る(県条例：国基準に基づいている。)
- ② 保育所機能については、項目によっては本市保育所等の設備・運営基準(※)が国基準を上回っている場合があるため、本条例案においても同様の取り扱いとする。…「乳児室・ほふく室の面積」及び「開園日数・時間」が該当
※川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(2) 条例案の内容・考え方

内容	国基準の主な内容	条例案の考え方
①職員配置	◎ 年齢区分に応じた配置(常時2人以上) 0歳児:3人につき1人以上、1・2歳児:6人につき1人以上 3歳児:20人につき1人以上、4・5歳児:30人につき1人以上	国基準どおり
②学級の編制	◎ 学級の編制(1学級35人以下)及び学級担任の配置	
③職員資格	◎ 満3歳未満児の保育:保育士 ◎ 満3歳以上の教育及び保育:幼稚園教諭又は保育士 ◎ 学級担任:幼稚園教諭	
④園舎及び屋外遊戯場	◎ 園舎の面積 1学級:180㎡、2学級以上:320+100×(学級数-2)㎡ ◎ 屋外遊戯場 2学級以下:330+30×(学級数-1)㎡ 3学級以上:400+80×(学級数-3)㎡	
⑤保育室の面積等	◎ 2歳以上児:保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 ◎ 0・1歳児:乳児室 1.65㎡/人、ほふく室 3.3㎡/人	乳児室、ほふく室の面積を本市保育所等と同水準とする。 ⇒乳児室又はほふく室として 3.3㎡/人
⑥食事の提供	◎ 園内調理を原則とする。 ◎ 満3歳以上の子どもについては衛生面、栄養面等について一定の要件を満たせば外部搬入が可能	国基準どおり
⑦教育及び保育の内容	◎ 教育及び保育の一体的な提供 ◎ 園児の集団生活の経験年数が異なること等への配慮 ◎ 教育・保育計画及び指導計画の作成 ◎ 施設、教材等について園児の年齢、利用時間等の違いへの配慮 ◎ 小学校における教育との連携	
⑧保育者の資質の向上等	◎ 子育て支援事業等、園児及び保護者支援の適切な実施に必要な知識の習得、その他の職員の資質の向上を図るための措置	
⑨子育て支援	◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業のうち少なくとも1以上の実施 ※地域の相互交流の場の提供、相談・情報提供の実施等	
⑩管理運営等	◎ 認定こども園の長の設置 ◎ 開園日数、開園時間等:地域の実情に応じて設定 ◎ 入園選考に係る基準の設定 ◎ 特別な配慮を要する子ども(障害児、児童虐待等)の受入への配慮	開園日数、開園時間等について、本市の保育所等と同水準とする。 ⇒日曜・祝日・年末年始を除く開園1日11時間の開園を原則とする。
⑪職員資格の特例	◎ 朝夕等の園児が少数となる時間帯の職員配置の特例 ◎ 小学校教諭、養護教諭等の活用に係る特例	国基準どおり